

民事執行

～債務名義を使って債権執行～

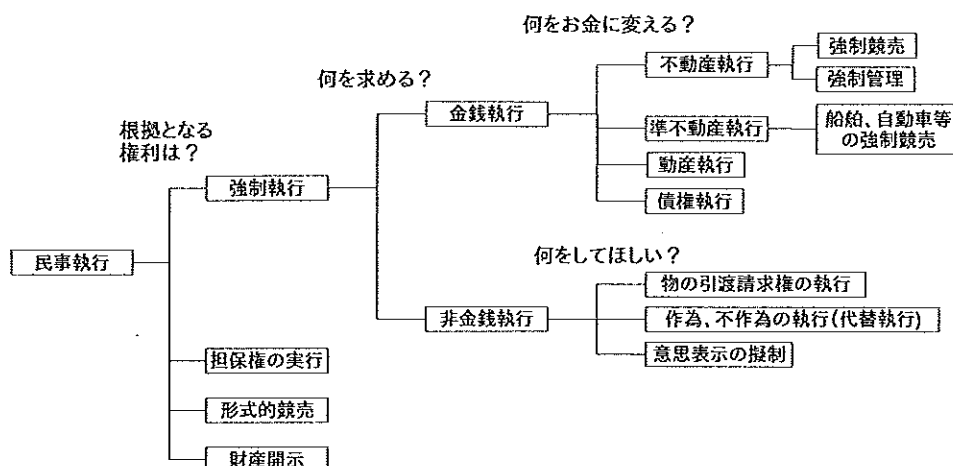
第1、民事執行とは

1、民事執行の目的

訴訟でAが勝利判決を得て法律関係が確定したにもかかわらず、Bが任意に債務の履行をしない場合に、これを強制するのが「執行」制度。

裁判所がA(債権者)にかわり、適切にB(債務者)に債務の履行を強制させることにより債権者の満足を得させることを目的とする(→自力救済の禁止)。

2、民事執行の種類



(1) 強制執行と担保権の実行

→何にもとづいて執行を行うか

強制執行 判決を得て、この判決にもとづいて執行を行う

担保権の実行 事前に抵当権等の担保権を設定しておき、これにもとづいて執行を行う

(2) 金銭執行と非金銭執行

→金銭の回収を目的とするかどうか

金銭執行 金銭の回収を目的とする

非金銭執行 金銭の回収以外を目的とする。物の引渡やある行為を求めること

例：家賃を支払わない借家人を追いつす→非金銭執行

滞納家賃をの回収のため、借家人の給与を差押え→金銭執行

3、 受訴裁判所と執行裁判所

受訴裁判所 訴訟を担当する裁判所

執行裁判所 執行を担当する裁判所

→ 日本では、分離され独立している。なぜか？

- ・ 債務者が敗訴判決を受け控訴を提起しているかもしれない
- ・ 裁判は東京でやったが、執行は横浜の管轄もありうる
- ・ 執行官に対して申立てる執行の場合、受訴裁判所が担当できない
- ・ 最高裁判所は執行をやらない

上記等の理由で、かならずしも、受訴裁判所が執行を担当することにはならないため。

そこで、現在の法律では

法律関係を確定するところまでは受訴裁判所の役目

その法律関係を実現する(執行を担当する)役目は執行裁判所もしくは執行官として別々の裁判所に受け持たせている。

4、 民事執行を申立てるうえで必要な書類

- ・ 債務名義正本
- ・ 執行文
- ・ 債務名義正本(または謄本)の送達証明書(民執29)
- ・ 債務名義の確定証明書
- ・ 委任状(代理人申立の場合)

(1) 債務名義

上記の3のとおり、訴訟を担当する者と執行を担当する者が別人であるため、どのような債務がどの範囲において、また、誰が誰に対して有するのか(執行を申立てることができるのか)といった引継ぎが必要になる。その具体的権利・義務関係を記載したものが「債務名義」である。

*債務名義＝私法上の請求権の存在と範囲を公証した書面

債務名義の種類 (民執§22)

① 確定判決 (同1号)

② 仮執行宣言付判決 (同2号)

→裁判の確定の前に仮に執行することができる旨を宣言した裁判。

(未確定でも執行力が生じる。判決主文中に「この判決は(第～項は)、仮に執行することができる」とある。)

③ 抗告によらなければ不服を申し立てることのできない裁判 (同3号)

④ 仮執行宣言付支払督促 (同4号)

⑤ 執行証書 (同5号)

→公証人がその権限に基づき作成した公正証書のうち、一定額の金銭の支払い等の給付を求める請求について作成され、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述のあるもの。

⑥ 確定した執行判決のある外国裁判所の判決または仲裁判断 (同6号)

⑦ 確定判決と同一の効力を有するもの (同7号)

強制執行に適する特定の給付請求権が表示されていれば債務名義となる。

a 裁判上の和解調書

→訴訟上の和解等、裁判上の和解を調書に記載された時は確定判決と同様の効力を有す。

b 請求の認諾調書

→被告が原告の請求について認諾（＝被告が口頭弁論または準備手続きで、原告の訴訟上の請求である権利主張を肯定する陳述をすること）する陳述をし、書記官がその旨調書に記載すれば、その記載は確定判決と同一の効力を有す。

c 民事調停調書

→民事調停（＝家事事件以外の一般の民事事件）において、当事者に同意が成立し、その内容につき調書に記載されれば確定判決と同一の効力を有す。

d 家事調停調書

→家事調停（＝人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件で、甲類審判事件を除いたものについて行われる調停）で当事者の合意が成立し、これが調書に記載されると確定判決と同一の効力を有す。

e 家事審判

→家事審判において金銭の支払い、物の引き渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずるものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

f 和解に代わる決定

g 民事調停に代わる決定

h 家事調停に代わる審判

→一般家事に関する事項について、家事調停に代わる審判がなされた場合、当事者または利害関係人が審判の告知を受けた日から2週間内に異議がない時は、この審判は確定判決と同様の効力が生ずる。

i 破産債権表など

j 借地借家法上の給付の裁判

◎債務名義とする旨の特別の規定のあるもの（同8号）

→弁護士から執行準備として提示された債務名義が何なのかを把握する必要がある。

(2) 執行文

しかし、単に債務名義があるということだけでは執行できるとは限らない。

なぜか？

- ・相手方が判決に不満を持って控訴を提起しているかもしれない
- ・引換給付判決のように、申立債権者が一定の行為をなさない場合もある

債務名義で執行を進めていいかを受訴裁判所が判断し、「執行していいよという判断」があった場合のみ、執行裁判所が執行を行う。

「執行していいよという判断」を示した書面が「執行文」で、債務名義に執行文がついて初めて執行が可能になる。

「債務名義+執行文」を「執行力ある債務名義」という。

「執行力ある債務名義」：受訴裁判所と執行裁判所(執行官)とを結ぶ駅伝のタスキのようなもの。

第1走者(受訴裁判所)が権利確定までを行い、タスキ(執行力ある債務名義)を渡された第2走者(執行機関)が権利の実現(=執行)を行う。

※ 例外として執行文の付与を要しない場合がある

- a 少額訴訟における確定判決
- b 仮執行宣言付少額訴訟判決
- c 仮執行宣言付支払督促
- d 執行力ある債務名義と同一の効力を有する文書
 - ・ 金銭の支払いを命じる家事審判
 - 金銭の支払い、物の引き渡し、登記義務の履行など給付を命じた家事審判は執行力ある債務名義と同一の効力を有するのが実務上の取扱である。
 - ・ 家事調停調書のうち、乙類審判事項に関するもの
 - 家事審判法9条1項に記載のある乙類審判事項に該当する調停事項の記載がある調停調書は、執行力ある債務名義と同一の効力を有するのが実務上の取扱である
 - ・ 受託者に対する金銭支払い命令

※執行文付与申立

① 申立先

事件記録を保管している裁判所書記官か公証人

(注) 上級審の判決が債務名義の場合

訴訟完結後は第一審裁判所に記録が保管されるため、付与申請は第一審の書記官(記録係)に行く。記録をどこで保管しているのか確認してから申請する。

② 手数料

付与機関が裁判所の場合は、申請書1通につき300円(収入印紙)

付与機関が公証人の場合は、申請書1通につき1700円(現金)

③ 債務名義正本

執行文は、直接債務名義正本に奥付けされる

④ 証明書

⑤ 執行力ある債務名義正本及び証明文書謄本の送達申請書、執行力ある債務名義正本及び証明書謄本送達証明申請書

⑥ 執行文付与申立書

※ (④・⑤)は承継、条件成就の場合のみ必要)

a. 債務名義が判決の場合

もっとも典型的な執行文付与申立(単純執行文付与)。

平成18年(ワ)第123456号 貸金等請求事件
原告 ○○ ××
被告 ×× ○○
執行文付与申立書
平成18年 月 日
横浜地方裁判所 第9民事部 御中
原告訴訟代理人 弁護士 ○○○○
頭書事件について、平成 年 月 日言渡された判決正本に執行文を付与されたく申立て致します。
受 書
執行文付判決正本1通受領しました。
平成18年 月 日(※1)
横浜地方裁判所 第9民事部 御中
原告訴訟代理人 弁護士 ○○○○

b. 複数の民事執行申立を行う場合(執行文数通付与申立)

それぞれの執行について執行力ある債務名義が必要となるので、複数の執行文付与を申し立てる。

(省略)
執行文数通付与申立書
(省略)
頭書事件について、平成 年 月 日判決の言渡しがあったが、不動産差押、債権差押を同時に申し立てる必要があるため、上記判決正本を更に1通交付したうえ、執行文を2通付与されたく申立て致します。(※1)
受 書
執行文付判決正本2通(※1)受領しました。
(省略)

C. 承継執行文付与申立の場合

判決言い渡し後、被告が死亡した場合は、被告の地位を承継した相続人に対し執行を行うことになる。判決の名宛人と実際の執行の相手方が異なってくるため「承継執行文」の付与を受けなければ執行できない。(注)地位の承継についての証明文書を添付する(戸籍謄本等)。

また、承継人に対し防御の機会をあたえるため、執行力ある債務名義正本と添付された証明文書を承継人に裁判所から送達してもらう。そのために、

- ・ 執行力ある債務名義正本及び証明文書謄本の送達申請書
- ・ 執行力ある債務名義正本及び証明文書謄本の送達証明申請書(2通提出。うち1通には証明手数料150円の収入印紙)

(省略)

承継執行文付与申立書

(省略)

頭書事件について、平成 年 月 日言渡された判決は平成 年 月 日確定したが、上記被告苅田養太は平成 年 月 日に死亡し、相続人及び同 がその地位を承継したので、上記承継人らに対し執行をするため、上記判決に承継執行文を付与されたく申立て致します。

添付書類

1 証明書 (※1) 通

(省略)

d. 条件成就による執行文付与申立の場合

和解調書にもとづく場合など、一定の条件を満たさないと執行ができない場合がある。

条件を成就しないと執行文の付与が受けられないため、その条件の成就を証明する書類を添付し、執行文付与の申立を行う。

また、相手方等に対し条件成就している事実を知らせ、防御の機会をあたえるため、執行力ある債務名義と添付された証明文書を、相手方等に裁判所から送達してもらう。

(省略)

条件成就による執行文付与申立書

(省略)

頭書事件について、平成 年 月 日成立した和解調書の和解条項第 項による条件は、別添証明書のとおり成就したので、上記和解調書正本について、執行文を付与されたく申立て致します。

添付書類

1 証明書 (※1) 通

(省略)

民事執行の申立を行う際は、債務名義正本(または謄本)が執行開始前(または同時)に債務者に送達されていることが必要となる。

※ 送達証明申請

① 申請先

判決等の場合は受訴裁判所、公正証書にもとづく場合は公証役場

② 証明手数料

裁判所の場合は、申請事項一つにつき、150円(収入印紙)を提出

公証役場の場合は、250円(現金)を提出

③ 提出書類

送達証明申請書2通

受書1通

2通のうち1通に担当書記官の印が押され証明書となる。そのため、受書は別の用紙に記載するか、2通提出するうちの1通のみに受書の記載をする。

(書式例；判決送達証明申請書)

平成18年(ワ)第123456号 貸金等請求事件	
原告 ○○ ××	
被告 ×× ○○	
判決送達証明申請書	
平成18年 月 日	
横浜地方裁判所 第9民事部 御中	
原告訴訟代理人 弁護士 ○○○○	
頭書事件について、平成17年 月 日言渡された判決の正本は、被告 に対し、平成17年 月 日(※1)送達されたことを証明されたく申請 致します。	

(頭書 省略)	
受 書	
判決送達証明書1通受領しました。	
平成18年 月 日(※2)	
横浜地方裁判所 第9民事部 御中	
原告訴訟代理人 弁護士 ○○○○	

第2、債権執行

1、債権差押とは

「金銭」の回収を目的とし、「債務者が第三債務者に対して有する金銭債権」を換価して、債務の弁済に充てる手続き。債権者の申立による。

*金銭債権 貸金債権、売掛代金債権、預金債権、損害賠償債権、賃料債権、俸給や給与等

2、差押債権

債権執行の対象は、金銭債権及び動産・船舶・自動車・建設機械の引渡し請求権である。金銭債権やその他の財産権が強制執行の対象となり得るには

- ・独立の財産であること
- ・金銭的評価のできる債権であること
- ・譲渡性があること

という要件が必要。

申立手続き上は、申立債権者が有する債権を「請求債権」、この満足のために差し押える債権を「差押債権」として区別する。そして、差押債権の債務者を「第三債務者」という。

3、差押制限ないし差押禁止債権

(1) 差押禁止

社会保障制度としての公的な給付請求権

→生活保護法58条、国民年金法24条、雇用保険法11条など、社会保障関係の法律に基づいて支給される金員。

(2) 差押制限

下記債権のうち、各支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分

〔但し、その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額（下記別表）を超えるときは、政令で定める額に相当する部分〕

① 国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権（民執§152.1項1号）

→生命保険会社や銀行等との私的年金契約により生計を維持するために支給を受ける私的年金の債権など。

② 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権（民執§152.1項2号）

「各支払期に受けるべき給付」は、毎月の給料〔基本給及び諸手当。但し、通勤手当は除く〕から給与所得税、住民税、社会保険料等の法定控除額を差し引いたものを指します。例えば、毎月の給料額が27万円で法定控除額を差し引いた給付額が24万円の場合、18万円に相当する部分が差押禁止、6万円に相当する部分が差押可能。

また、毎月の給付額が44万円を超える場合、差押禁止とされている4分の3に相当す

る部分が政令で定める額を超えますので、33万円に相当する部分のみが差押禁止、残りの額に相当する部分は差押可能。

- ③ 退職手当及びその性質を有する給付に係る債権については、その給付の4分の3に相当する部分（民執§152.2項）

4、扶養義務等にかかる金銭債権を請求する場合の特例

おもに養育費に代表される扶養義務等に係る債権については、法律改正により特例がいくつか定められている。これは、扶養義務の履行を確保するためである。

(1) 定期金債権についての期限到来前の強制執行の特例

定期金債権とは、定期的に将来に向けて発生する債権である。通常の債権差押の場合は、申立日現在に発生している分しか請求債権とすることはできない。しかし、この特例により、定期金の一部が不履行となっている場合には、まだ期限が到来していない定期金債権について一括して、給与その他の継続的給付にかかる債権の差押が可能となった。

① 請求債権の種類

- ・夫婦間の協力扶助義務にかかる定期金債権
- ・婚姻費用分担義務に係る定期金債権
- ・子の監護費用分担義務に係る定期金債権
- ・扶養義務に係る定期金債権

② 継続的給付に係る債権

- ・給与債権、賃料債権、診療報酬債権、継続的商品供給契約等にもとづく売掛金債権

* 差押の対象となるのは、請求債権である各定期金債権の確定期限到来後弁済期が到来する給与、その他継続的給付に係る債権のみに限られる。

(2) 差押債権禁止の範囲の特例

扶養義務等に係る債権を請求債権とする差押の場合は、税金等控除後の給与額の2分の1の部分が差押禁止となった。税金等控除後の給与額の2分の1の額が33万円を超える場合は、税金等控除後の給与額から33万円を控除した額が差押えられる。つまり、養育費等の差押は、通常よりも多く給与の差押が可能。

(別表)

支 払 期	政 令 で 定 め る 額
毎 月	33万円
毎 半 月	16万5000円
毎 旬	11万円
月の整数倍の期間ごと	33万円に当該倍数を乗じて得た金額
毎 日	1万1000円
その他の期間	1万1000円に当該期間の日数を乗じて得た金額

5、債権差押命令の申立

(1) 申立先

債務者の普通裁判籍を管轄する裁判所

*普通裁判籍がない場合には、差し押さえるべき債権の所在地(=第三債務者の普通裁判籍)を管轄する地方裁判所

(2) 申立手数料

4000円(収入印紙)*債権者、債務者が1人の場合

(3) 予納郵券

2900円分

(内訳 1100×1、1050×1、500×1、90×1、80×2)

第三債務者が一人増えると プラス1680円分

(内訳 1100×1、500×1、80×1)

(4) 提出書類

- ・債権差押命令申立書
- ・目録類 当事者の数+2
- ・執行文付債務名義
- ・債務名義の送達証明書
- ・資格証明書(当事者が法人の場合)
- ・陳述催告の申立書
- ・当事者に対する宛名書(宛名ラベル等)済みの「長3」封筒
債権者宛3枚、債務者宛1枚、第三債務者宛1枚。
- ・委任状(代理人申立の場合)

6、具体的な書類の作成

(1) 申立書

申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない(民執規133、21)。

- ①債権者、債務者、代理人、第三債務者の表示(民執規133条1項、21条1項)
- ②債務名義及び請求債権の表示(民執規133条1項、21条2項)
- ③金銭債権執行の目的とする財産の表示(民執規133条1項、21条3項)
- ④求める民事執行の方法(民執規133条1項、21条3項)
- ⑤その他(民執20条、民訴133条2項、民執規2条)

申立年月日、執行裁判所の表示、申立人又は申立代理人の記名・押印

(2) 当事者目録

債務名義成立後、債権者・債務者の氏名、名称、住所等の変更があったときは、両者(社)が同一人(法人)であることを証明する必要がある

住民票や戸籍謄本、商号の変更がわかる登記事項証明書などを添付

(記載例1) 債務者の住所が移転したとき

〒000-0000 横浜市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(債務名義上の住所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 川崎市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者 横 弁 太 郎

(記載例2) 商号変更があったとき

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

(債務名義上の商号)

日弁株式会社

債務者 横弁株式会社

※ 第三債務者の表示について

第三債務者によっては、当事者（債権者・債務者）とは異なる取り扱いをする場合がある。

(主な第三債務者の記載例)

i 第三債務者が国の場合

代表者は法務大臣ではなく、差押債権の弁済を担当する官庁の支出担当官

(明治26年勅令第216号「政府債務ニ対シ差押命令ヲ受クル場合ニ於ケル会計上ノ規定」)。

* 供託金を差し押さえるとき

第三債務者 国

代 表 者 〇〇法務局供託官 〇〇〇〇

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇(地方)法務局 供託課

* 国家公務員の俸給等を差し押さえるとき

第三債務者 国

代 表 者 〇〇省支出官 〇〇〇〇

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇省内

ii 地方公務員の俸給等を差し押さえるとき

第三債務者 〇〇県

代 表 者 〇〇県知事 〇 〇 〇 〇

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇県庁内

iii 預金を差し押さえるとき

第三債務者 株式会社〇〇銀行

代表取締役 〇〇〇〇〇〇

(送達場所)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

iv 郵便貯金を差し押さえるとき

※ 資料参照

v 診療報酬を差し押さえるとき

第三債務者	社会保険診療報酬支払基金
代表者理事長	〇〇〇〇〇〇
(送達場所)	
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
	〇〇県社会保険診療報酬支払基金事務所
幹事長	〇〇〇〇〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
	〇〇県国民健康保険団体連合会
代表理事	〇〇〇〇〇〇

(3) 請求債権目録

債権者が執行力ある債務名義の正本に表示された債権のどの部分についての執行を求めているのかを表示する目録

① 元金

債務名義に表示された請求債権の全額ではなく、その一部について執行を求めるときは、その旨とその範囲を記載（民執規21条4項）。

→申立後に請求債権を拡張することは認められない。

② 利息・遅延損害金

附帯請求も請求債権とする場合には、元金とは別に請求の始期、終期、利率等で請求金額の計算根拠もわかるように記載する必要がある。

遅延損害金については、債務名義等で元金が完済されるまで請求できる場合であっても、申立日当日までに限定して金額を算出し、請求債権額を確定させておくのが実務上の取り扱い。

③ 執行費用

強制執行の費用で必要なもの（「執行費用」という。）は、債務者の負担となり、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行にあたっては、執行費用はその執行手続きにおいて、債務名義を要しないで同時に取り立てることができるので、請求債権目録に記載する。

※ 利息または損害金の計算方法

起算日から計算して、年に満つる期間は年利計算、年に満たない期間は日割計算とします。年に満たない期間は平年分と閏年分に分けて計算します。

(例) 請求債権額を100万円、年利10%とし、請求期間である平成15年10月1日から平成17年3月31日までの利息を算出。

(1)平成15年10月1日～平成16年9月30日まで1年間

→ 100万円×10%×1=10万円

(2)平成16年10月1日～平成16年12月31日まで閏年分92日

→ 100万円×10%×92/366=25,136円

(3)平成17年1月1日～平成17年3月31日まで平年分90日

→ 100万円×10%×90/365=24,657円

以上、(1)+(2)+(3)=149,793円が請求期間の利息。

※ 1年を365日とする日割計算の特約があるとき

期間中の全日数を計算し、この日数と年利を365日で割った1日あたりの利率を元金に掛けて算出

(例) 上記の例で計算

平成15年10月1日～平成17年3月31日まで・・・548日間

100万円×10%×548/365=150,136円

150,136円が請求期間の利息

※ 年に満たない期間は1年を365日とする日割計算の特約があるとき

(例) 上記①の例で計算

(1)平成15年10月1日～平成16年9月30日まで1年間

→ 100万円×10%×1=10万円

(2)平成16年10月1日～平成17年3月31日まで182日

→ 100万円×10%×182/365=49,863円

以上、(1)+(2)=149,863円が請求期間の利息。

(4) 差押債権目録

申立書には差し押さえるべき債権（以下、被差押債権）の種類を必ず記載しなければならない（民執規21条、133条2項）。債務者の有する債権のうち、どの債権を差し押さえるのかを具体的に特定しておく必要がある。

① 被差押債権の範囲

執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる（民執§146、1項）。

差押債権が一つである限り、請求債権金額の多寡に関係なく、その全額を差し押さえることができるが、差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、他の債権を差し押さえてはならない（超過差押禁止の原則、同条2項）。

② 被差押債権の特定

通常、債権の特定は、債権の種類、発生原因、発生年月日、弁済期、給付内容、債権金額等によってなされますが、差押債権者にとっては、他人間の債権であり、これらの事項を全て知りうることはかなり困難である。

これらの内容を全て特定して記載することを申立の要件とすると、結果的に申立ができなくなる事態も予想される。反面、これらの要件をあまり緩和しすぎると、債務者や第三債務者が一体

どの債権を差し押さえたのか判断できなくなることも考えられる。

また、差押禁止債権であるにもかかわらずこれを差し押さえたり、場合によっては被差押適格を有しない債権まで差し押えてしまい、結果的に申立が却下されたり、手続きが無に帰したりしてしまう可能性もある。

よって、被差押債権の特定は、具体的な事案に即して個別に判断されるべきものであることは当然だが、実務上も多い事例（銀行預金や郵便貯金、給料、売買代金、請負契約に関わる債権、保険金等の支払債権、株式・株券、不渡異議申立預託金返還債権など）は特定すべき事項などがほぼマニュアル化されているので、申立にあたっては書式集等で確認する必要がある。

(5) 第三債務者に対する陳述催告の申立

債権者は、債務者と第三債務者の債権の存否及びその範囲等を正確に把握しているとは限らない。既に、第三債務者は債務者に対し弁済をしてしまっているかもしれない。そこで、被差押債権が支払を受けられるのかどうか等を第三債務者に陳述させる制度が「第三債務者に対する陳述催告」の申立である。

なお、この陳述の催告は差押命令を送達するに際してしなければならないと定められている（民執法147条1項）ので、基本は申立と同時に、遅くとも命令が第三債務者宛送達されるまでに申し立てなければならない。当事者で事案の特定をするため、当事者目録と一緒に綴じる。

債権者が裁判所に対し陳述催告の申立をすることにより、第三債務者は2週間以内に書面で陳述を行う（記載に誤記があった場合は2週間経過後も訂正可能）。

* 民事執行法147条第1項（～陳述を催告する事項）

- ① 差押えに係る債権の存否、その種類及び額
- ② 弁済の意思の有無、弁済する範囲または弁済しない理由
（ex反対債権との相殺、消滅時効の完成等）
- ③ 当該債権につき、差押え債権者に優先する権利者がいる場合、その氏名、住所
（ex質権の設定者等）
- ④ 他の債権者から差押え・仮差し、仮処分がされているか
 - a. 事件表示（裁判所・事件番号）
 - b. 債権者の氏名
 - c. 上記命令の第三債務者に対する送達の日時
 - d. 差押え・仮差押えの範囲（執行がなされた債権額）
- ⑤ 差押えに係る債権に対する滞納処分

* 民事執行法147条第2項（～第三債務者の損害賠償責任）

第三債務者は催告に対し故意・過失によって陳述しなかったり不実の陳述をした場合、損害賠償の責を負う（←債権者が提訴）

債権者が第三債務者に対し履行を直接強制しうる手段はないが、その実効性の担保として責任を負担させている。

7、差押命令発令後の手続

(1) 差押命令の送達

差押は、第三債務者に差押え命令が送達されたときに効力を生ずる。これにより第三債務者は債務者への弁済が禁止されるため、実質的に債務者は債権の処分権を失う。もし、差押えの効力発生後、第三債務者が債務者へ支払いをしてしまったとしても、債権者はその分の支払を第三債務者に請求することができる。つまり、第三債務者が禁止されているにもかかわらず、債務者へ支払ってしまった場合、第三債務者は二重払いしなければならない。

(2) 差押えの効力

① 差押えの効力の及ぶ範囲

目的債権が可分であっても、1個の債権であれば請求債権額を超える場合であっても、債権者は被差押え債権の全部について差し押さえられる。(民執§146.1)

ex請求債権50万円 → 被差押え債権100万円

被差押え債権全額100万円に効力が及ぶ

なぜなら…差押えの際に被差押え債権の額が明らかでなく、他の債権者による差押えや配当要求があると自己の債権を満足を得られないことがあるから。

② 債権者、債務者、第三債務者に対する効力

債権者

- ・差押え以後、執行債務者が被差押え債権を処分、第三債務者が弁済してしまってもこれを無視して手続を進めることができる。
- ・差押え決定が債務者に送達されてから1週間の経過を待って取立権を行使できる。

債務者

- ・差押えを受けた債権の処分など一切の行為が禁止される
→処分(譲渡、放棄、免除、更改、相殺、期限の猶予、権利の質入等)
- ・差押えに係る債権について証書(ex貸金証書)を所持している場合は債権者に引き渡さなければならない。

第三債務者

- ・命令の送達後、執行債務者への弁済が禁止される
- ・差押え後に発生した債権等と相殺はできない
- ・陳述催告を受けた場合は、その事項について陳述をすべき義務を負う
- ・競合の状態となった場合にはその債権全額を供託する義務を負う(義務供託)

(3) 債権執行の競合と配当要求

① 債権執行の競合

ある被差押債権に対し、差押・仮差押執行が重なり(「二重三重の差押」という。)、それぞれの被差押え債権額を合算した額が実際の差押え債権額を越えた時のことを「差押の競合」という。

差押の競合があったときでも、公租公課や社会保険料、担保権の実行による差押にかかる債権の場合を除いて、一般債権者間の債権は平等に扱われる。

差押が競合した場合、第三債務者は一人の債権者のみに弁済することができず、必ず供託しなければならない(義務供託)。

A債権者 債権額60万円→

B債権者 債権額80万円→

第三債務者C 被差押え債権100万円

※ A・Bとも単体の差押では問題ないが、差押え債権の合計(140万円)が被差押債権(100万円)を越えているので「差押の競合」である。

※ 第三債務者による供託

・権利供託

差押命令が第三債務者に送達された後、原則として第三債務者は債権者に対して支払い義務が発生するが、支払うべき金額を供託することにより、債権者に対する支払いを免れることができる。これを「権利供託」という。

・義務供託

複数の債権者が一つの債権に対して差押している場合で、差押命令の請求金額の合計が被差押債権よりも大きい場合は、第三債務者はどの債権者にも支払いをすることができない。その際には債権の全額を供託する義務が発生する。これを「義務供託」という。

!! 扶養義務等にかかる金銭債権者による差押えと一般債権者による差押えの競合の場合

扶養義務に係る金銭債権者による差押

給料などの1/2を差し押さえられる(民執§152.3)

扶養義務に係る債権と一般債権(差押えの範囲:給与などの1/4)が競合している場合

→競合しているのは差押え対象の1/4の部分

1/4を越え1/2までの部分は競合していない→この部分は取立が可能だが、実務では裁判所の指導を受けて第三債務者は競合していない部分についても供託することが多い。

② 配当要求

強制執行の対象とすべき債権が既に差押えられている場合に、その執行事件が係属している執行裁判所に自己に対する配当等を求める旨を申立てること。

メリット: 手続が簡略で申立費用も少額、申立時点で配当要求の効力が発生

デメリット: 執行事件が取下等で終了した場合、配当要求もその目的を達することなく終了

差押えられた債権の範囲内で配当が実施されるので、配当要求の請求債権の全部について配当を受けられる可能性が極めて低い

a 配当要求することができる者

執行力ある債務名義の正本を有する債権者、文書により先取特権を有することを証明した債権者

b 配当要求の終期(申立の時間的制限)

- ・第三債務者が民執法156条1項または2項による供託をしたとき
- ・取立訴訟の訴状が第三債務者に送達されたとき
- ・売却命令により執行官が売得金の交付を受けたとき

c 配当要求の申立

配当要求の申立が相当と判断されたときは、裁判所書記官はその旨を債権者、債務者に通知し、あわせて第三債務者に対しても配当要求のあった旨を記載した文書を送達する。配当要求があると、差押債権者は差押債権の取立ができなくなり、第三債務者は差押えられた債権額に相当する金銭を供託しなければならない。

8、換価手続

金銭債権の差押によって、第三債務者の債務者に対する支払いは禁じられるが、それだけでは差押えた金銭を回収できず、差押債権者の満足を得ることはできない。差押えた債権の「換価手続」が必要となる。その換価方法としては、

- ・ 差押債権者が第三債務者から直接取立てる方法(取立権の行使)
- ・ 第三債務者が供託した場合においては、執行裁判所の配当等の手続による方法
- ・ 転付命令によって、債権そのものを差押債権者に移転させる方法
- ・ 特別の換価方法(譲渡命令、売却命令、管理命令など)

がある。

(1) 取立権の行使による取立

差押債権者は、債権差押えによって取立権を取得する。

① 取立権の発生時期

債務者に対し、差押え命令が送達されてから一週間を経過した時
債務者に対し「執行抗告」の機会（1週間）を認める

② 取立権の行使

被差押債権の具体的な取立方法については、民事執行法その他の法令には特段の定めがないので、実務上は、差押債権者から第三債務者に連絡をとり、支払方法等について協議することになる。※ 債権者の競合がない場合に限られる。

ex. 銀行等の取立の場合

- ・ 差押え命令送達通知書の呈示
- ・ 印鑑証明書（債権者が法人の場合は資格証明）
- ・ 実印の押印された委任状（代理人の場合）
- ・ 弁護士印鑑証明書

※ 事務員が取立に行く場合は、弁護士から事務職員への委任状、事務職員の身分証明（弁護士会発行は不可傾向）も必要。

実務上、送金手数料を差し引いて送金してくれる銀行もある

実務では第三債務者より債権のある旨の陳述書が送付され、競合の状態でない（取立が可能）ことが判明した段階で準備をすると遅滞がない。

③ 取立届

取立を行った場合、直ちに支払いを受けた旨裁判所に届け出る。

継続収入（給与や家賃）については長期に渡るので3～6ヶ月まとめて届けを出しても良い

(2) 執行裁判所による配当手続

債権者が競合した場合、第三債務者は取立に應じてはならず、被差押債権を供託しなければならない(義務供託)。また、債権者が競合しない場合であっても、第三債務者は自己の支払義務を免れるために、差押に係る金銭債権の全額を供託することができる(権利供託)。

第三債務者が供託した場合、供託された金員は執行裁判所によって、

- ・ 差押等の競合がない場合は「弁済金交付手続」
- ・ 差押等の競合がある場合は「配当の手続」

がそれぞれ行われる。(両方合わせて配当等という。)

具体的には、以下のような流れで手続が行われる。

- ① 配当期日の指定(弁済金交付の通知)
- ② 配当表(弁済金交付計算書)等の作成
- ③ 支払委託書等の交付
- ④ 供託所での払渡手続

※ ①～③は執行裁判所、④は差押債権者が行う

(3) 転付命令等によって、被差押債権を差押債権者に移転することによって取立てる方法

① 転付命令とは

差押えた金銭債権を、その実質的価値を考慮することなく、差押債権者の執行債権及び執行費用の弁済に代えて券面額で差押債権者に移転させる命令のこと。

転付命令の効力は、確定によって生じ、確定すると転付命令が第三債務者に送達されたときに遡って転付された券面額の限度で執行債権及び執行費用が弁済されたとみなされる。

つまり、「債務者－第三債務者」間にあった債権が、転付命令の確定によって「債権者－第三債務者」間の債権となる。

※ 第三債務者が無資力の場合…現実的に弁済が受けられなくても、執行債権は復活しない。

② 転付命令発令の要件

- a 被差押債権が券面額を有していること
- b 転付される債権が譲渡性を有すること
- c 被差押債権について債権者の競合がないこと

(4) 特別の換価方法

差押にかかる債権が、条件付や期限付、または反対給付の場合、もしくは他の事由によってその取立が困難であるとき、差押債権者の申立により、執行裁判所は取立に代わる換価方法として、譲渡命令、売却命令、または管理命令もしくはその他の相当な方法による換価を命ずることができる。これらの換価方法は、いずれも債務者にとって重大な利害関係を有するものであるため、執行裁判所は換価方法を命ずる前に債務者を審尋しなければならない(債務者が外国にいるまたは住所が知れない場合を除く)。

① 譲渡命令

被差押債権の取立が困難か、券面額がないかまたは券面額で転付するのが相当でない債権の場合に、執行裁判所が相当と認めた価額で執行債権の支払に代えて差押債権者に被差押債権を譲渡する命令。

転付命令に順ずる扱いがなされ、差押債権者が優先的に譲渡を受けることができるため、差押の競合や質権の設定、配当要求の申立がない場合のみ譲渡命令が発令される。

② 売却命令

債権の取立に代えて差押えた債権を執行裁判所が執行官をして売却させる命令。執行裁判所によって被差押債権の債権評価がなされ、その結果得られた売得金で差押債権者の債権に優先する債権及び及び手続費用を弁済してなお余剰を生ずる見込みがあると認める場合に限って売却命令を発する。よって、無余剰と判断された場合は、売却命令は発せられない。

9、債権執行の終了

債権執行の主な終了事由としては、①取立完了、②取下、③転付命令確定、④配当などがある。

(1) 取立完了

債権執行において請求債権を回収し、満足が得られたときは、取立完了届および債務名義還付申請書を提出する。還付される債務名義には、差押債権者が請求債権全額を回収した旨の書記官の奥書が付される。

(2) 取下

請求債権のうち、一部について取り立てたものの、その余の取立が不能のため、回収した債権を除くその余の部分を取り下げる場合には、取下書および債務名義還付申請書を提出する。この場合にも、還付される債務名義には、差押債権者がいくら回収したのかの奥書が付される。取下書は、債務者及び第三債務者に送達される。

(3) 転付命令確定

転付命令は、確定により、被転付債権が存在する限り、転付命令が第三債務者に送達されたときに遡って券面額において執行債権が弁済されたとみなされるので、確定と同時に執行債権の満足を得ることになり、債権執行の手続は終了する。転付命令の確定によって差押債権者は「取立」ではなく「弁済」をうけたことになるので、「取立届」は提出しなくてよい。

(4) 配当等

差押債権満額に至る第三債務者の供託に基づいて行われた弁済金交付手続は、たとえ請求債権の満額に満たなくても弁済金の交付によって債権執行の手続きは終了する。

差押等の競合がある場合には、配当手続費用の関係で、多くの場合満額配当にならない。しかし、第三債務者は差押債権全額に対する義務供託等をしたことによって債務の免責をうけたことになるため、この場合は最後の配当を実施することによって債権執行の手続は終了する。